

The Agricultural Structure of the Japanese Capitalism between World Wars I and II

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20209

戦間期日本資本主義の農業構造

——戦間期日本資本主義の研究(6)——

村上 和 光

The Agricultural Structure of the Japanese Capitalism
between World Wars I and II

—A Study on the Japanese Capitalism between World Wars I and II (6)—

Kazumitsu MURAKAMI

はじめに

周知のように、戦前期日本マルクス主義の理論的遺産ともいうべき「日本資本主義論争」¹⁾は、なによりもまず日本資本主義における農業構造の位置づけを基軸として展開された。つまり、寄生地主的土地所有の本質的意義あるいはそこにおける現物高率小作料の理論的意味や「経済外強制」の有無などを土台としながら、全体としては日本資本主義に対する土地制度ないしは農業構造の規定関係の論争へとつながり、最終的には戦間期日本資本主義の社会構成体上の歴史段階がそこで問われたといってもよい。したがってこのような経緯からしても戦間期日本資本主義の構造解明にとって農業構造分析の不可欠性があきらかだが、しかしそれだけではない。さらにもう一つ、日本資本主義の国家独占資本主義的転換にとってもこの農業構造はきわめて決定的な枢要点を形成しているといふべきなのであり、この農業構造も、例えば土地所有制度・農民層分解・農政などの側面で明確な転換をとげ、国家政策ときわめて深い結合を生みだしながら、いわゆる国独資的移行をとげるわけである。その意味で、この農業構造も日本における国独資成立の重要場面だとみるべきであり、その点にこそ戦間期日本農業構造を考察する最も根底的な意義があると考えられよう。

I 第1次大戦と日本農業の拡張

〔1〕最初に第1次大戦期²⁾の農業構造をみていくが、まず第1に農業構造の大前提をなす「農業生産」の基本動向を確認しておこう。さて、繰り返し触れてきたように日本資本主義はこの第1次大戦によって造船業→機械工業→鉄鋼業という基軸連関を通して重化学工業化中心の急激な拡大をとげるが、それは農業生産に対しても大きなインパクトを形成した。つまり、まず耕地面積は14年=102.6(10年=100)は大戦終了の20年には107.3と拡大しているし、農家数でも14年=5,539千戸(100.7)は20年=5,573千戸(101.5)へと微増をみせる。さらに耕作の内容に立入ると米(126→140)や麦(112→123)などの耕種作物が停滞的なのに対して、野菜(125→137)・養蚕(152→211)・畜産(127→165)など新興品目の伸びが大きく、その点で大戦前から進行していた商業的農業の一層の発展がみてとれよう。では大戦期におけるこのような農業生産拡大を支えた条件は何か。まず第1は農産物価格の高騰であって、農産物総合で15年=97(05年=100)→18年=223の2.3倍増をとげており(第1表)、同期間の一般物価上昇率(2倍)に比較して農業に一定の有利性として作用し、それが農業生産拡大を支えたと考えてよい。つ

第1表 農産物価格と物価との関係 (1905=100)

	米	まゆ	農産物 総合	一般物 価
1906	114	112	103	103
07	128	133	109	111
08	124	95	104	107
09	102	95	99	102
10	103	91	99	104
11	134	95	116	107
12	161	75	124	114
13	166	107	138	114
14	125	105	114	108
15	101	86	97	110
16	106	125	105	133
17	154	170	150	167
18	254	195	223	220

(米価、まゆ価は前表により、農産物総合と一般物価は、山田(雄)「国民所得推計資料」、185頁による。)

まず食料費支出は14年=125(実質額, 04-06年=100)→20年=164へと1.3倍になっているし、しかもその中では「乳・肉製品」(110→147)や「パン・菓子」(104→154)の急増が特に目立つのである。そして第3は以上の諸条件の実体的基盤をなす農業生産性の増加が注意されねばならない。すなわち、一方で農業人口が14年=96.4→19年=90.0と減少しているのに対して、土地生産性と労働生産性とはこの時期にそれぞれ113.7→124.1, 120.5→148.2という上昇をみており、生産拡大を可能にする実体的条件も他方で確保されていたことが確認できよう。

そのうえで以上のような農業生産の拡大が「農家経済」の動向にどのように作用したかに目を移そう(第2表)。まず、自作の家計収支からみると収入計は大戦前の938円が大戦後20年=1,653円に急増大しているものの他方の支出計も12年=829円→20年=1,720円となって、収支バランスは+109円から-67円へと悪化をとげている。もっともこの20年は前半の大戦景気の影響と後半の戦後恐慌の作用とがオーバーラップして内容が単純ではないが、それにしても大戦を契機とする農業生産の拡大が農家経済の好転にストレートにつながっていないことだけはみてとれる。同様に小作をみると自作

ぎに第2にこのような農産物価格上昇をうながした背景として消費構造パターンの変化が無視できない。つまり大戦を契機とする国民所得の拡大に立脚した食生活改善=食料費支出の増加とその中での食料需要の高度化が重要であり、

第2表 農家経済の動向(円)

	収 入						支 出						差引		
	農 業 収 入	林 業 収 入	利 子 収 入	労 賃 収 入	其 他 収 入	計	経 営 費 * 料	小 作 租 金	雇 賃 金	家 計 利 子 費	雑 費	計			
自 作	1908	593	9	17	0	43	662	81	0	83	11	388	61	624	38
	11	723	14	17	0	50	804	97	0	86	12	474	69	738	66
	12	850	14	20	0	54	938	105	0	90	12	540	82	829	109
	20	1,510	16	36	0	91	1,653	307	0	163	33	1,006	211	1,720	-67
小 作	08	414	0	0	27	30	471	42	159	7	5	216	33	462	9
	11	544	0	0	33	36	613	55	210	8	6	265	40	584	29
	12	630	0	0	35	40	705	56	253	8	7	307	43	674	31
	20	1,307	0	0	61	48	1,416	213	522	22	20	534	100	1,411	5

(農林省農業総合研究所「覆刻版農家経済調査報告」、36-37頁。*1912年までは買肥・労賃以外の経営費が計上されていない。)

よりは若干状態はよく、収入計が12年=705円→20年=1,416円なのに対して支出計は674円→1,411円となり、収支バランスは黒字幅を縮小させながらもかろうじて黒字を維持している(+31円→+5円)が、ここでも大戦をめぐる農業拡大が農家経済自体の内容改善にまでは波及していないことは否定できない。つぎに収支の内訳に立ち入ると第1に収入においては、自作が「農業収入」のウエイトが高く(12年=90%→20年=92%)、労賃収入がないのは当然だが、その中で「利子収入」が20円→36円へと増大しているのが目立ち、のちにみるように地主ないし上層自作の農業生産からの離脱と農外投資への転換の端初がうかがえる。また、小作については「農業収入」が630円(90%)→1,307円(92%)とやはり大部分を占めてはいるものの他方「労賃収入」が35円→61円へと倍増していることが注目されてよい。このことはいうまでもなく大戦による日本経済全体の拡大が労働力需要を高めたからであって、この動きが農村からの労働力流出を引きおこすとともに兼業機会を拡大して農家の労賃収入を増大させたと思われる(農業日雇賃金, 13年=48銭→19年=120銭)。さらに第2に支出をみると、自作では「家計費」(12年=540円, 20年=1,006円)および「経営費」(105円→307円)が大きく自作経営上のコストと生活内容の良さがうかがえるのにくらべて、小作では「家計費」(307円→534円)とならんでいうまでもなく「小作料」(253円→522円)のウ

第3表 農民層分解の動向

		1914	1919	1924	1929
近畿	5反未満	99	95	94	95
	5反-1町	99	101	101	100
	1町-2町	95	94	91	91
	2町-3町	78	65	51	45
	3町以上	65	45	33	23
	計	98	96	95	95
東山	5反未満	104	106	102	94
	5反-1町	101	102	106	105
	1町-2町	101	105	115	118
	2町-3町	108	112	103	102
	3町以上	99	99	83	76
	計	103	105	105	102
東北	5反未満	104	103	104	110
	5反-1町	101	107	111	119
	1町-2町	104	108	123	130
	2町-3町	107	113	119	120
	3町以上	99	98	95	84
	計	104	106	111	116
全	5反未満	99	98	96	95
	5反-1町	102	104	105	107
	1町-2町	103	109	113	116
	2町-3町	103	108	102	100
	3町以上	87	87	74	63
	計	101	102	102	103

〔『都道府県農業基礎統計』より作成。〕
1909年を100とする指数。

ありながらも、他方での一般物価の騰貴と小作料負担の重さによって大戦期の農業生産の拡大が農家経済の好転には直結していないことが無視しえない。そして大戦によっても十分に経営内容を改善しえなかった日本農業は20年代に入るとただちにまた農業不況に突入していくことになるのである。

〔2〕ではこの時期の農民および地主層どのような動きをみせたであろうか。まず最初に農民層分解³⁾の動向をおってみると以下の特徴が指摘できる(第3表)。つまり第1に、(1)農家総数は14年=101(09年=100)→19年=102→24年=102と微増にとどまり大戦を契機とした農業人口流出がみてとれるが、その内訳構成には大きな差異がみられ、(2)まず「5反未満」は99→98→96とその減少が目立つ。ついで(3)「5反-1町」層は102→104→105と微増とみてよいし、また(4)「1町-2町」層も103→109→113となつてかなりのテンポで拡大をみせている。それに対して(5)「2町-3町」クラスは103→108→102と動揺が大きいが大戦期を除いて減少に移る他、(6)「3町以上」の富農層は87→87→74

エイトが大きい。したがって、小作にあつては「家計費」に匹敵する「小作料」負担が過重なこと、しかもその増加率は小作料の方が上回っていてその負担度が累進しつづあることが明瞭であらう。

以上のようにして、一方で大戦による農産物価格の上昇と農業賃金の上昇が

と減少推移をたどっていく。こうして、農家総数が全体として微増をとげる中で、一方で5反未満の貧農層と3町以上(特に5町以上)の富農層が減少していくとともに、他方で1町-3町層の中農層が増大するというパターンが検出できよう。いうまでもなく「中農標準化傾向」のあらわれに他ならないが、この傾向の形成要因については——よくいわれるように——①農業労働力の流出による雇用労働力不足と賃金上昇にともなう富農層維持拡大の困難化と、②物財費の上昇と自家労賃評価の向上による貧農層の、規模拡大か離農かの選択にともなう縮小、の両面から規定されることであり、その中で中農層がむしろ農業生産の新しい担い手となっていくといつてもよい。

つぎに第2にこの農民層分解の動向を地帯別に大まかにみると、「近畿」・「東北」に関して独自の特徴がみてとれるが、まず①「近畿」では農家総数の減少の中で全体的な縮小が著しく「5反-1町」層のみが99→101→101と増加をみせ、資本主義経済と強く連関した労働市場の拡大による農村労働力の急激な流出が作用したと考えられる。それに対して②著しいコントラストを示すのが「東北」であつて、農家戸数の一貫した増大の下で3町以上層を除いて全階層で増加基調にあり、ここでは労働市場の未展開に制約されてむしろ農業部面での滞留・生産拡大につながつたとみてよい。その点で「中農標準化傾向」の具体的内容については各地帯で一定のバリエーションがみられることにも注意しておきたい。

そのうえで第3に以上の動向をさらに「小作-自作関係」の点から立ち入つてみておこう。まず1つは農家戸数の点からみると、自作が14年=1,731千戸から17年=1,694千戸→20年=1,683千戸と減少が明白であるのに対して、小作と自小作は増加基調にある。そのうちでも小作が微増なのに対して自小作は14年=2,205千戸→17年=2,237千戸→20年=2,244千戸と増加テンポが大きいのであり、その意味で基本的軸と

しては自小作化への動向を確認してよいであろう。もっともこの動きは地帯別でやや異なった推移をみせ、例えば「近畿」では自作、自小作、小作が12—22年の間にそれぞれ186千戸→173千戸、215千戸→208千戸、205千戸→207千戸となって自作・自小作の減少、小作の微増という形で全体としての落層化—労働力流出が強いのに対して、「東北」では、それぞれ190千戸→180千戸、204千戸→237千戸、147千戸→162千戸という展開をみせ自作減少、自小作・小作増加というパターンを描く。要するに農外流出能力の高かった近畿の全体的落層と対照的な、農外就業機会の小さい東北における自作から自小作・小作への転落という特徴が明白といえる。さらに自作—小作関係を耕地構成の点からもみると、自作地が14年=105.9(08年=100)→17年=108.1→20年=109.0と微増ないし停滞なのに対して、小作地は14年=106.1→17年=109.4→20年=110.6となって自作地よりも拡大テンポは若干高い。その結果「小作地率」も45.5→46.2→46.3と上昇傾向をたどるが、しかしここでもそれは一面的な小作化というよりは自小作拡大にともなった小作地率の増大であることは先にもふれた通りである。こうしてすでにみた「中農標準化傾向」がこの自作—小作関係においても自作と歩調を合わせた小作の拡大=自小作前進という点からも確認可能であろう。

それではこのような動きの中で地主層の動向はどうか。まず巨大地主数の推移からフォローすると、50町歩以上地主戸数は14年=2,381戸→17年=2,364戸→19年=2,451戸と停滞ないし微増にとどまる。したがって大規模地主の拡大・発展のテンポが大きく落ちていることがわかり、すでにみた「中農標準化傾向」の定着とともに寄生地主制の支配弱体化が予想されるが、しかしその傾向の中でも地帯間の差異はやはり大きく、「近畿」では14年=96戸→16年=87戸→19年=82戸と明確に縮小基調をたどっているのに対して「東北」では511戸→572戸→603戸と顕著に拡大し続けている。その点では近畿では、

依然として農業との関連を強く持ち、むしろ寄生地主化をおしすすめている東北に比較して、地主制の後退は一層あきらかだといえよう。ついでこの地主制の停滞を地主制強度の尺度をなす「小作料実納率」でみておくと、ここでも以上の地帯別のバリエーションが同形のまま指摘でき、まず「近畿型」(野崎家、猪田家)で1913—15年から18—20年にかけてそれぞれ89%→86%、90%→78%と減少をとげているのに比較して、「東北型」(土田家、秋野家)では同様に88%→96%、98%→100%と増大をみせている⁴⁾。このような地帯差はさらに「株式配当・公社債利子収入比率」の推移の上からもあきらかであって、例えば「東北型」の小西家(秋田)では13年=1%→17年=1%→21年=3%、また同じく市島家(新潟)で同様に10%→9%→8%と停滞を続けていて地主制の維持=農業ウエイトの高さがまだ確認できるのにくらべると、「近畿型」では例えば猪田家(滋賀)は23%→24%→33%、棚橋家(岐阜)は34%→71%→75%とその発展はきわめて急である。要するに第1次大戦を境に地主制の後退がその基本的基調として総括できるといってもよいが、その後退は資本主義的生産関係と強く結びついた「近畿」=先進地域で一層あきらかだといってよいことになろう。

〔3〕以上のような農業構造の動向を前提として、最後にこの大戦期における農政の展開を整理しておかなければならない。そこでまず農政発動の重要な契機をなす農民運動の状況を簡単におさえておく必要があるが、小作組合自体はこの大戦期に顕著な増加をみせ、例えば08年—17年の間に29組合が作られその後、18年=88→19年=84→20年=91と設立が続いている。そしてこれを基盤にしつつ、1つには全体的な商品経済関係への農業の包摂深化、また2つには農民運動の社会主義運動との結合、そして3つには戦後恐慌にともなう農家経済の悪化などによって小作争議が拡大し、それが小作料減免要求あるいは小作料の永代減免要求などとして爆発していったことは一応あきらかであろう。事

実特に日露戦争後から小作争議は——統計上の不備を考慮するとはしても——14年＝3件→15年＝6件→17年＝85件→18年＝256件→19年＝326件→20年＝408件と著しい拡大を示しているものであり、まさにここから国家権力の対応形態としての農政も展開をみせていくのである。

さて、この時期の全体的流れとしては、日露戦争後から動きはじめた初期的な社会政策的農政が大戦期の好況によって一時後景にしりぞき、むしろ食糧不足に対する価格政策が前面化するが、大戦終了による戦後恐慌によって10年代末には社会政策的な土地政策が再度表面化するという経過をたどっていく。そこでまず食糧政策＝価格政策についてみると、大戦をめぐる米価暴騰＝米騒動に直面して政府はまず「暴利取締令」(17年)、「米麦輸出制限」(18年)、「外米管理令」(同)、「穀類収用令」(同)、「外米関税徴発」(同)などの輸入促進や廉売策に関わる緊急策をとるが十分な効果には程遠く、ついで、より抜本的政策として19年に「開墾助成法」が、そして20年には「朝鮮米増殖計画」が制定されて国内外にわたって増産計画に着手された。例えば前者は国内において6%の補助率開墾によって500万石の増産をめざし、後者は朝鮮の土地改良(補助率20—30%)によって920万石の産米増産をはかることを目的としていたが、これらの結果——国内増産が伸び悩みのまま——植民地からの移入量は大幅に増大することになり、移入米は15年間に約950万石(うち朝鮮米約600万石)の増加をみたといわれる。こうして大戦をめぐる米価騰貴への対応は主として植民地増産＝植民地地主保護強化という形態で進められたが20年恐慌のあとはむしろメダルの裏面があらわれる。すなわち、20年戦後恐慌によって米価は暴落し生産過剰＝価格支持策が再度表面化するものであり、その一応の体系化が21年の「米穀法」に他ならない。その内容としては、これまで大戦以前に部分的にとられていた米価調節の方策が整備されて例えば政府の応急的買入れ・売渡し、関税減免あるいは輸出規制など

の仕組みに一定の体系化が導入されたことがその焦点を形成する。その点で植民地圏をも包括した食糧自給策をコントロールする米価の価格安定策として、この米穀法は作用していくことになるわけである。

これらの米価政策の進展にくらべると、土地政策はこの時期には大きな展開をみせずそれは20年代にもちこされていく。すでにみたように、大戦末期から米生産の停滞と小作料重圧を背景にして小作争議自体は増加するものの政府の土地政策はまだ本格化せず、ようやく20年1月に「小作制度調査委員会」が設置されて小作立法の立案がはかられるが、それが現実化していくのは次の20年代に入ってからだという他はない。しかしそれにしても大戦＝戦後恐慌の過程で社会政策的農政の中核を占める土地政策＝小作立法が政府によってとりあげ始められたことが、日本農業および農政の転換期を示しつつあることだけには、十分な注意が必要であろう。

最後にこの大戦期における日本農業の構造をまとめておくと、農業構造の現代化の端初が検出できる点が重要である。つまり全体として農業生産が伸び悩む中で商業的農業が進展して資本主義的生産関係との融合を深めつつ、「中農標準化傾向」の定着の一方で地主制の後退がまず確認できる。そのうえで総体的な農業危機的環境の下で国家の農政も深化と転換が表面化し、価格政策とともに社会政策的な土地政策もその出発点が画されていくわけであり、こうして30年代に本格化する日本農業における現代化の、その端初がこの大戦を契機として進行し始めたことと総括可能であろう。

II 20年代不況と日本農業の転換

〔1〕さて、日本資本主義は大戦終了＝20年戦後恐慌に直面して大戦期の膨張に終止符を打ち、以後20年代は全体として慢性的不況で経過していく。そこで20年代⁵⁾の農業構造の推移をこの慢性不況との関わりでみていくが、最初に

第 4 表 部門別産業生産指数（1920=100）

年	総合	農							畜産	漁産
		米	その他の穀物	豆類	果実	蔬菜	工業作物	総合		
1921	99.6	87.1	95.2	91.0	73.9	97.0	90.0	100.0	110.9	
22	104.7	96.0	94.5	81.1	106.9	94.2	96.1	95.0	113.5	
23	99.6	87.6	82.0	79.5	97.5	91.6	90.3	86.4	118.4	
24	102.1	90.5	82.1	72.0	104.5	89.4	95.0	89.1	124.5	
25	109.0	94.5	97.0	67.5	108.9	94.4	99.4	94.0	129.0	
26	104.5	87.9	91.9	55.0	137.9	89.9	97.0	88.5	128.1	
27	112.1	98.1	90.2	62.1	125.0	94.1	100.3	95.6	132.1	

（『日本農業基礎統計』による。）

20年代農業構造の基本的基礎をなす「農業生産」の内容を確認しておこう。まず耕地面積の動きをフォローすると、20年=100として22年=100.1→25年=98.4→27年=98.7となり、あきらかに減少基調に入り大戦期とは様相をかえているし、農家戸数でみても20年=5,573千戸はその後22年=5,525千戸→25年=5,549千戸→27年=5,562千戸と停滞を続けるから、全体として20年代における農業拡大の鈍化は否定できない。そのうえで農産物の生産動向に目を移すと、大きく2極分解がみられ、1つには米およびその他の穀物の低下（米、22年=96.0→24年=90.5→26年=87.9、20年=100）が著しい一方で、果実（73.9→104.5→137.0）、養蚕（100.0→116.2→147.0）、畜産（110.9→124.5→128.1）の伸びが大きい（第4表）。その場合、この原因としてはこれまで農業の中核を形成してきた米などの穀物は20年代不況と輸入の影響で伸び悩みを強いられていくのに対して、大戦中から進行しつつあった消費構造の変化が果実・畜産などの拡大につながったと考えられる他、養蚕については

第 5 表 米価とまゆ価 第 6 表 内地米と移入米の価格関係（石当り円）

年	米 価			まゆ 価		
	米 価	春 蚕	夏 秋 蚕	内地米	朝鮮米	台湾米
1919	45.99	11.93	11.21	1919	45.99	42.38
20	44.63	7.59	5.12	20	44.63	40.52
21	30.79	7.53	6.43	21	30.79	26.87
22	35.14	10.96	9.56	22	35.14	31.64
23	32.53	11.40	9.11	23	32.53	29.36
24	38.58	7.37	9.22	24	38.58	35.35
25	41.64	11.25	10.07	25	41.64	39.79
26	37.79	9.28	7.33	26	37.79	36.43
27	35.43	7.18	4.77	27	37.79	34.03

（『本邦農業要覧』による。）（第5表と同じ）

すでにアメリカ市場への輸出困難が表面化している中で品種改良と技術発達により低価格での拡大が可能になっている状況も無視できない。こうして全体としての農業拡大の鈍化が品種の交替をおこみながら20年代には進行していくわけである。

では以上のような農業生産の全体的停滞を規定した農産物価格状況はどうか。まず米価と繭価の推移をフォローすると、米価では19年=46.0円→23年=32.5円→26年=37.8円という動きを示すし、また繭価（夏秋蚕）は19年=11.2円→23年=9.1円→26年=7.3円となり多少のブレを含むとはいえ、いずれも19年水準に回復することなく低迷を続けていく（第5表）。その場合繭価の動向はいうまでもなくアメリカ市場の景気に対応して長期的な低落傾向をたどるのに対して、米価の方は植民地米の圧迫がその大きな要因をなしており、国内生産量が停滞基調なのにくらべて、相対的に有利な価格状況（第6表）の下で輸移入量は20年=3,067千石→24年=9,534千石→27年=12,670千石と著増をとげているのである⁶⁾。このような農産物価格の停滞の結果シェーレの拡大が目立ってくるのは当然であって、20年には一般物価=110.0（19年=100）、農産物価格=91.5で相対比が83.2であったのが、以下23年=84.1、75.5、89.7、27年=72.0、69.3、96.3となるからこの間一貫して農産物価格は一般物価に対して不利な位置にあったことが否定できない（第7表）。その点でシェーレの持続がみてとれるが、農家購入品が独占価格に規定されて不況の中でも下方硬直性が作用するのに対し

第 7 表 農産物価格と一般物価との関係（1919=100）

年	一般物価	農産物	相対比
1920	110.0	91.5	83.2
21	85.1	70.3	82.5
22	82.9	81.0	97.8
23	84.1	75.5	89.7
24	87.4	84.4	96.7
25	85.5	90.6	106.1
26	79.5	78.6	99.0
27	72.0	69.3	96.3

て、農産物は非価格弾力的であるとともに、先にみた植民地米の増大によってますますその水準を下げていくという原因がそこで指摘できるのは当然とい

（前掲、山田（雄）、189頁より計算。）

第8表 農家経済の動向 (円)

	年	農業収支		所得		家計費	家計費 割合 (%)	農業所得 割合 (%)	赤字農家 の比率 (%)		
		収入	支出	農業	農外						
自	1921	1,769	631	1,138 (64.4)	243	1,381 (90.5)	1,257 (90.5)	124	7.6	19	36.4
	22	1,456	543	913 (62.7)	282	1,194 (77.6)	1,177 (77.6)	17	-	17	36.7
	23	1,657	599	1,058 (63.9)	325	1,383 (89.7)	1,179 (89.7)	204	7.4	17	26.2
作	24	2,546	1,187	1,359 (53.3)	369	1,748 (97.4)	1,322 (97.4)	356	7.5	18	20.9
	25	2,667	1,270	1,396 (52.3)	492	1,888 (91.0)	1,531 (91.0)	357	7.2	18	18.5
	26	2,473	1,299	1,174 (47.6)	423	1,597 (85.0)	1,383 (85.0)	214	7.2	18	29.0
	27	2,260	1,164	1,096 (48.5)	326	1,421 (83.0)	1,320 (83.0)	101	7.6	18	38.6
	小	1921	1,293	695	597 (46.1)	168	766 (81.6)	731 (81.6)	35	6.8	15
22		1,214	687	527 (43.4)	203	731 (72.5)	726 (72.5)	5	-	15	47.2
23		1,423	741	682 (47.9)	260	942 (87.9)	777 (87.9)	165	5.0	16	26.2
24		1,929	1,204	724 (37.5)	246	971 (88.0)	822 (88.0)	149	5.8	14	22.5
25		2,193	1,227	966 (44.0)	247	1,212 (108.6)	890 (108.6)	322	6.1	15	17.3
26		1,915	1,211	704 (36.8)	284	987 (75.9)	929 (75.9)	59	6.7	16	50.0
27		1,877	1,166	711 (37.9)	275	987 (80.5)	885 (80.5)	101	6.6	16	36.4

(『覆刻版農家経済調査報告』による。)

てよい。

このような20年代農業の一般的環境を前提としてそれが農家経済にどのように反映したかが次の問題となる。そこで20年代の農家経済の動向をまず自作から立ち入ってみると(第8表)、最初に21-22年に所得では1,381円→1,194円と落ちこみが目立ち、農外所得が243円→282円と増加しているのに対して、農業所得1,138円→913円の低下が著しい。ここに戦後恐慌後の農業経営の悪化と農外依存の高まりがうかがえるが、その後24-25年にかけて好転が一時みられるもののそれも長くは続かず金融恐慌にともなう日本経済全体の停滞とともに再度26年=2,473円(農業1,174円, 農外423円)→27年=2,260円(1,096円, 326円)へと低落傾向にもどっている。さらにこの点を農業所得のカヴァレッジ(農業所得/家計費)で確認すると、21年=90.5%→23年=89.7%→25年=91.0%→26年=85.0%→27年=83.0%となり動揺がありつつも長期的には悪化しているとみざるをえないし、したがってその結果赤字農家の比率も21年=36.4%→23年=26.2%→26年=29.0%→27年=38.6%となるから、比較的状況のよかった自作

農家においても1/3近くが赤字であったことが特徴的であろう。

ついで小作についても同様にみると、まず自作とくらべて農業所得の小ささ(597円→682円→704円)が目立っており、そのことから「所得率」(農業所得/農業収入)の比率が自作——ほぼ50—

60%——に比較してははっきりと低下している

(21年=46.1%→24年=37.5%→26年=36.8%)。この点はいうまでもなく小作における農業経営による自立的家計確保の困難性を物語っているが、そのことは同じ意味で農業所得の家計費カヴァレッジの低さにもつながっていて、21年=81.6%→24年=88.0%→26年=75.9%と自作より6~10ポイントほど低い水準にしかない。その結果赤字農家の比率は21年=40.0%→24年=22.5%→27年=36.4%となるから、自作の場合と目立った開きはないようにも思われるが、しかし、1つはここでの小作は比較的経営規模の大きなサンプルであること、そしてもう1つは特に不況の激しかった22年と26年にはそれぞれ47.2%、50.0%が赤字に落ち込んでいること、の2点によりやはり小作においてこそ自作よりも一層厳しい農家経済の状態であったことは否定できないところであろう。

最後に農業支出に占める租税・公課・利子・小作料などの動きにふれると、まずその合計では自作・小作とも租税・公課などの負担の上昇がこの20年代に明白だが⁷⁾、その内訳にはもちろん差異があり、自作ではいまでもなく小作料が小さい一方で租税・公課(21年=143円→24

第9表 農家経済における不生産的負担 (円)

	年	所得	不生産的負担		小作料	計
			租税・公課	利子		
自	1921	1,544	143	13	7	163 (10.5)
	22	1,324	121	5	14	130 (9.8)
	23	1,538	137	4	14	155 (10.1)
作	24	1,965	192	8	17	217 (11.0)
	25	2,129	215	10	12	237 (11.1)
	26	1,821	204	7	13	224 (13.1)
	27	1,923	178	5	18	202 (12.4)
	小	1921	1,180	17	4	393
22		1,090	16	9	334	359 (32.9)
23		1,347	19	5	381	405 (30.0)
24		1,468	26	8	463	497 (33.9)
25		1,703	26	11	454	491 (28.6)
26		1,483	27	13	456	496 (33.4)
27		1,443	30	14	412	456 (31.6)

(前掲『覆刻版農家経済調査』による。)

年=192円→26年=204円)の割合が大きいのに
対して、小作では小作料の比率が圧倒的に大き
い(393円→463円→456円)ことが当然といっ
てよい(第9表)。いずれにしても先にみた農家経
済を圧迫した重要な要因として、景気変動に
とっていわば固定的な負担をなすこれら租税・
公課・小作料が大きなウエイトを占めたこと
が一目瞭然なのである。

以上のようにこの20年代に入って日本資本主
義全体の慢性不況化とも連動して日本農業も停
滞を余儀なくされ、その点は農家経済の悪化に
端的に反映している。まさに日本農業の農業危
機の展開が明白になってきているといってもよ
いわけである。

〔2〕そのうえで20年代の農民および地主層
の動態に目を転じよう。まず第1に農民層分解
の動向をおってみると、経営規模別農家数で総
数がほぼ不変な中で規模別に関して次のような
諸点が特徴的といつてよい(第10表)。つまり、
(1)「5反未満」層は20年=100.0→22年=98.9→
24年=97.9となって継続的に減少基調を示す
し、(2)他方大規模層の減少傾向も明白であつて、
例えば「2-3町」層と「3-5町」層は同じ
期間にそれぞれ100.0→93.8→93.8→92.5、
100.0→87.9→83.1→78.0と大幅な縮小をみせ
る。(3)それらに対して大きな増加傾向にあるの
が「1-2町」層の中規模層であり、100.0→
104.0→106.1→108.1と規則的な拡大をとげる
し、(4)またそれ程テンポが大きいとはいえない

が「5反-1町」層も100.0→99.5→101.0→
102.5となって動揺を含みながらも縮小はして
いない。こうして全体としていえば、すでに大
戦期についても確認された「中農標準化傾向」
がこの20年代の農民層分解——ただし従来に
くらべて「1-2町」という狭い幅に集中——の
中でも、より明確にみてとれるといえよう。そ
してこのことの原因については先にも指摘した
通りだが、①1つは農業賃金の上昇と労働力流
出によって家族経営をこえて雇用労働に依存す
る経営がますます困難となり、そこから寄生地
主化するかあるいは経営規模を縮小して自作化
するかの選択に直面して、いずれにしても巨大
層は縮小せざるをえないこと、②5反未満層は
すでにみた不況—農家経済の悪化により脱農す
るかあるいは家計圧迫の犠牲の上に経営規模の
拡大を実現して上向するかを通して結果的には
減少を示した、というファクターは依然として
重要と考えてよい。

つぎに第2にこの農民層分解を地帯別に性格
づけておこう。いま例えば「東北」と「近畿」
について「耕地経営規模別戸数」の推移をみる
と、(1)「東北」では全体として総数が増加(22
年=578千戸→27年=600千戸)している中で「5
反未満-3町」という広汎な層で拡大している。
つまり「5反未満」160千戸→162千戸、「5反-1
町」148千戸→160千戸、「1-2町」150千戸→
161千戸、「2-3町」76千戸→77千戸という動
きを示すのであり、ようやく「3-5町」(36千
戸→32千戸)と「5町以上」(9千戸→6千戸)
で減少しているにすぎない。それに対して、(2)
「近畿」では総数が減少(708千戸→707千戸)
する中で、「5反未満」(298千戸→293千戸)と
「3-5町」(1.4千戸→1.2千戸)および「5町
以上」(217千戸→158千戸)が減少する一方で、中間
層の「5反-1町」(283千戸→286千戸)・「1
-2町」(117千戸→118千戸)・「2-3町」(8.7
千戸→8.9千戸)が増大していくという「中農標
準化傾向」がより典型的に現出している。その
意味で「東北」では資本制的生産関係の浸透の

第10表 経営規模別農家数(千戸)

	~5	~10	~20	~30	~50	50~	計
1920	1,914 (100.0)	1,818 (100.0)	1,117 (100.0)	318 (100.0)	107 (100.0)	24 (100.0)	5,299 (100.0)
21	1,896 (99.0)	1,811 (99.6)	1,127 (101.9)	312 (98.0)	106 (93.0)	24 (100.0)	5,275 (99.5)
22	1,891 (98.9)	1,810 (99.5)	1,140 (104.0)	299 (93.8)	100 (87.9)	22 (91.5)	5,252 (99.2)
23	1,888 (98.5)	1,816 (99.9)	1,147 (105.5)	297 (92.5)	97 (85.0)	21 (87.1)	5,258 (99.3)
24	1,876 (97.9)	1,833 (101.0)	1,155 (106.1)	299 (93.7)	95 (83.1)	20 (83.0)	5,279 (99.6)
25	1,881 (98.0)	1,842 (101.5)	1,161 (107.9)	298 (93.7)	93 (81.6)	18 (75.0)	5,292 (99.9)
26	1,880 (98.0)	1,851 (102.0)	1,164 (108.0)	295 (92.5)	90 (79.0)	17 (71.0)	5,297 (100.0)
27	1,871 (97.6)	1,861 (102.5)	1,169 (108.1)	295 (92.5)	89 (78.0)	16 (66.8)	5,300 (100.1)

(『日本農業基礎統計』による。北海道、沖縄を
のぞく。)

弱さ＝労働市場の未発展によって労働力流出＝脱農がなお困難であるとともに豪農の大手作経営の分解が依然として続行していたことが、このような「東北型」バリエーションを形成したと考えられよう。

さらに第3に以上の点を「自作－小作関係」からもフォローしてみると、まず農家数では小作＝減少、自小作＝増加、自作＝停滞の基調が明白である。つまり、小作が22年＝99.1(20年＝100)→25年＝97.4→27年＝95.5と減少を続けるのに対して自小作が22年＝99.5→25年＝101.1→27年＝102.4と拡大をとげるし、また自作は22年＝98.8→25年＝99.0→27年＝99.7と微増ながらもほぼ保ちあいとみてよい。したがってこの動きの中に先にみた「中農標準化傾向」があらわれているのはいうまでもないが、そのうえで地帯別のバリエーションをさぐるとここでも「東北」と「近畿」では明確な差異があり、「東北」では自作減少(22年＝180千戸→27年＝177千戸→32年＝176千戸)と自小作(237千戸→249千戸→258千戸)および小作(162千戸→174千戸→195千戸)の拡大が持続して一般的型との相違をみせるのにくらべ、「近畿」では自小作の激増(208千戸→219千戸→230千戸)と自作の微増・停滞(173千戸→177千戸→179千戸)とともに小作の激減(207千戸→191千戸→173千戸)が示されるという全国平均の典型例が現出している。その点で「東北」における小作関係の依然とした強さが確認できるが、さらに同様の関係を耕地面積の点からとらえると、小作地の減少テンポが大きい(20年＝100, 23年＝99.4→25年＝97.9)のに対して、自作地はほぼ同一水準を維持するから、自小作を含んだ中農層の拡大と小作の減少が耕地の点からもみてとれ「中農標準化傾向」がここでも検出できよう。その結果小作地率も20年＝46.3%→23年＝46.3%→25年＝45.8%→27年＝45.8%と停滞を続け、小作拡大一寄生地主制の拡大は重大な鈍化を示すことになるのである。

では以上の農民層分解に対応した20年代の地

第11表 田畑利廻りと一般利子率との関係

		1919	25	31
田	売買価格(円)	469	567	432
	小作料(石)	1.11 (39.12)	1.03 (37.17)	1.04 (21.24)
	純収益(円)	33.98	29.88	14.64
	利廻り(%)	7.92	5.67	3.69
畑	売買価格(円)	249	314	254
	小作料(円)	17.57	17.28	11.39
	純収益(円)	15.40	14.39	8.75
	利廻り(%)	7.10	5.32	3.89
国債利廻り	—	6.03	5.40	
社債	—	8.17	6.49	
株式	—	7.80	6.82	
個人間不動産抵当金利	—	11.83	11.25	

(勸銀調査のもので、農林省農政局『農地問題に関する統計資料』)

主層の動向はどうか。さて地主制はすでにみたようにこの前の時期から停滞・解体の様相を強くするが、それはこの20年代には一層明瞭になる。つまりまず巨大地主の推移からみると、50町歩以上地主について20年＝4,249戸→23年＝5,078戸→26年＝4,141戸→28年＝4,051戸→30年＝3,880戸となり、23-24年での一過的な増加を別にするとはっきりと減少をとげている。もっとも地帯別にみると「東北」が同じ年次で582戸→581戸→614戸→620戸→634戸という動きをみせて、むしろ20年代末にピークを形成するのに対して、「近畿」は86戸→93戸→88戸→61戸となって全国一般と同様に停滞・減少で推移するから、地帯間においては——繰り返し確認した——「東北」における地主制の持続＝解体のおくれがみてとれるが、それにしても巨大地主の縮小の基本基調は否定できないであろう。

そこでさらに地主経営の内容にまで立ち入ってみると次のような事態の進展が無視できず、1つは小作料水準の動きで、田実収小作料でみると全国規模で21年＝1.17石→24年＝1.09石→28年＝1.04石→30年＝1.03石と減少しているし、他方で米価自体も低下しているから地主の収益は大きく落ちこんだとみる他はない。その意味でこの20年代には小作料率も低下をとげた(1910年＝61.0%→20年＝51.5%→30年＝45.5%)とあってよいが、つぎに2つめに、そのような中で「田畑利廻り」が悪化して一般利子率・利廻りに比較して不利になる関係が目立ってくる。例えば土地売買価格と土地収益と

第12表 小作争議の概況

	小作人組合		小 作 争 議			
	組合数	組合員数 (1組合平均)	件数	関係小作人 (1件平均)	関係地主 (1件平均)	関係面積 (1件平均)
		千人		千人	千人	千町
1920	—	—	408	35 (85.0)	5 (12.8)	27 (67.1)
21	681	—	1,680	146 (86.7)	34 (20.2)	89 (52.8)
22	1,114	—	1,578	126 (79.9)	29 (18.8)	90 (57.2)
23	1,530	164 (107.0)	1,917	135 (70.5)	32 (16.7)	89 (46.5)
24	2,337	232 (99.6)	1,532	111 (72.3)	27 (17.6)	70 (45.6)
25	3,496	307 (88.0)	2,206	135 (61.1)	33 (14.9)	96 (43.5)
26	3,926	347 (88.5)	2,751	151 (55.0)	40 (14.5)	96 (34.9)
27	4,582	365 (79.5)	2,052	91 (44.4)	24 (11.7)	59 (28.8)

(農林省『昭和7年小作年報』による。括弧内の単位は人および町)

の比率をなす土地利廻りが田=7.92%→5.67%→3.69%，畑=7.10%→5.32%→3.89%と持続的に著減を示すのに対して，国債利廻りと社債利廻りはそれぞれ25—31年の間で6.03%→5.40%，8.17%→6.49%と動いているから（第11表），有価証券に比較して土地経営が割のあわない投資になってきていることは明白であり，そのことによって地主の土地売却＝地主制の弱体化は進行したと考えられる。

〔3〕これまでみてきた20年代の農業構造をふまえて20年代の農政の展開をあとづけていこう。まず農政展開の決定的引き金として作用する農民運動の動向からみていくと（第12表），最初に小作人組合の推移は21年=681から22年=1,114と倍増したあと以後23年=1,530→26年=3,926→28年=4,353→30年=4,208と激増をとげるし，またそれにつれて組合員数も23年=164千人（1組合平均107人）から27年にかけて365千人（80人）へと拡大してきて，農民運動の組織化が急速に進んだことがみてとれる。さらにこの小作の組織化に対応して小作争議も増加傾向に入り，20年=408件→23年=1,917件→25年=2,206件→27年=2,052件となって2千件台で推移していくから，この20年代になって小作農民運動はその本格的展開期を迎えたといえよう⁸⁾。

そこでもう一步立ち入ってこの時期の小作争

第13表 小作争議の原因と結果

	原因								結果								
	1920	21	22	23	24	25	26	27	1920	21	22	23	24	25	26	27	
原因 (小作側の要求)	値上反対	—	—	22 (1.4)	7 (0.4)	7 (0.9)	20 (0.4)	12 (0.4)	31 (1.5)	255 (62.5)	1,340 (79.7)	815 (51.7)	1,451 (73.0)	1,148 (74.9)	1,625 (73.6)	2,025 (73.6)	1,371 (67.0)
	一時減	—	—	1,484 (94.1)	1,249 (62.6)	1,044 (68.0)	1,444 (65.5)	2,011 (72.9)	1,206 (58.8)	53 (13.0)	109 (6.5)	86 (5.5)	89 (4.5)	75 (4.9)	93 (4.2)	101 (3.7)	56 (2.7)
	永久減	—	—	—	582 (29.5)	358 (23.4)	475 (21.5)	272 (10.0)	253 (12.3)	5 (1.3)	13 (0.8)	32 (5.3)	32 (1.6)	26 (2.1)	26 (1.2)	20 (0.7)	18 (0.9)
	差米検査込	—	—	—	21 (1.3)	34 (5.2)	13 (0.8)	22 (11.0)	24 (0.9)	—	—	—	—	—	—	—	—
	差米反対	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小作の継続・回復	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
結果	妥協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	要求貫徹	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	要求撤回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	返地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自然消滅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	未解決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総件数	408 (100.0)	1,680 (100.0)	1,578 (100.0)	1,917 (100.0)	1,532 (100.0)	2,206 (100.0)	2,751 (100.0)	2,052 (100.0)	255 (100.0)	1,340 (100.0)	815 (100.0)	1,451 (100.0)	1,148 (100.0)	1,625 (100.0)	2,025 (100.0)	1,371 (100.0)	

(『小作年報』による。)

議の原因と結果を概観しておく(第13表)，まず小作側からの要求としては一貫して小作料の軽減が「原因」のトップをなす。つまり「一時減」および「永久減」を合わせた小作料の軽減は22年=94.1%→25年=87.0%→27年=71.7%と圧倒的に大きく，その意味で，不況深化→農家経済悪化の中で小作料負担が大きくなって小作料軽減の要求につながっていることが明白だが，しかもその中で小作側イニシアティブの強さを示す「永久減」をも含めた小作料の積極的な引下げがその中心を構成していることは小作運動としての能動性をあらわしていると考えられよう。そのうえで「結果」に目を移すと「妥協」が圧倒的に多い（20年=62.5%→24年=74.9%→27年=67.0%）のに対して，20年代前半に比較的高かった「要求貫徹」（20年=13.0%→22年=5.5%→25年=4.2%→27年=2.7%）が後半低下に入る一方で，「未解決」が21年=11.4%→24年=16.5%→26年=21.2%→27年=28.8%と逆に増加を続ける点が特徴的といつてよい。したがって——妥協においても事実上小作の要求が一定程度入っていることを考慮すれば——20年代前半にある程度小作側の要求が実現されていったのにくらべて，20年代後半に入ると，すでにみた地主経営の悪化にも促がされて地主側が攻勢にまわり小作側の要求が

徐々に通りにくくなっている状況が否定できないわけである。

この点をふまえて20年代の農政の展開内容に具体的に立ち入ろう。さて、農政の第1の柱をなした米価政策からみると21年4月の「米穀法」が重要であろう。つまり、すでに15年から内地米に関しては政府による買入れ発動がおこなわれて米価維持がはかられてきたが、大戦中の米価高騰によって買上げ措置は一時的なものにとどまっていたのに対して、この20年代の不況の中で再度米価維持が不可欠となり、それが21年米穀法として結実した。その場合、この米穀法は、政府が米穀需給に関して必要と判断した際には米の買入れ・売渡し・交換・加工あるいは貯蔵をおこなうことをまず規定し、そのうえでその操作に必要な資金の裏づけとして「米穀需給特別会計」を設けるとともに、この制度の運営のために、米穀証券の発行と、日銀および大蔵省預金部からの借入れによって米穀買入れ資金の調達（最高限度2億円）をなしえることをすすんで明確化している。したがってその点で——大きな不十分性もちつつも⁹⁾——この政策は、価格支持＝米価安定を手段として小農民層を体制内につなぎとめておくことによって国家が体制安定化をめざさざるをえなくなったことを示すものに他ならず、その現代的意味はきわめて重要であろう。

つぎに農政の第2の柱は農地政策であって、この20年代によく土地政策の本格化が進展していく。その点の背景については20年代における小作争議の拡大・激化という側面からすでにみた通りであり、またこの20年代の農地政策がその環境からいって、いずれにしても端初めかつ中途半端なものに終始した¹⁰⁾のはみやすいことだが、その中で以下のような政策が具体的にはすすめられていくことになる。すなわち、まず1つには20年には「小作慣行調査」が開始されて政府による小作実態の把握に着手される一方で具体的には「小作制度調査委員会」が設置されて小作関係法案の立案化がめざされる。

そして以上のような前提経過をふまえて24年には「小作調停法」の成立をみたが、この法律はまずなによりも小作一地主間対立が小作争議として現実化しないように調停でおさめようという点にその基本的意図があり、地主—小作間紛争を裁判所の調停によって処理・解決することをねらいとしていたといつてよい。それに加えてこの年から農林省が各府県に小作官をおいて地主・小作の和解斡旋をすすめる手も打ちはじめたが、このことも作用してこの法律以降毎年2～3千件の受理と数百件の調停成立が実現したと推定されている。しかし、その内容からみると小作側の自発的な行動というよりは、司法・官僚の一種の強制が小作の譲歩を引きだしていたのが実態であったことにも注意が必要であろう。

これに対してもう1つとして、自作農創設事業については20年代に入って徐々に動きはじめる。すなわち、20年から勤銀が信用組合へ自作農創設資金の貸与を開始したのを手始めに、22年には簡保積立金の貸出（22—25年貸出総額16百万円）が特に小作争議の活発な地方でおこなわれた。そしてこのような政策の1つの集約が26年の「自作農創設維持補助規則」の制定に他ならずその基本内容は、①政府は簡保積立金から毎年200万円程度を貸出すとともに、②これに1.3%の利子補給をして3.5%、25年賦で小作農に貸付け、③それによって25ヶ年に117千町歩（小作地の1/23）の自作地化をめざす、というものであった。したがってこれは25ヶ年という長期計画である他規模がきわめて小さいなどの点で実効性のうすいものでしかなかったのは明白だが、しかし重要なことは、ブルジョア的な所有権の制約の中で——きわめて不徹底ではあるにしろ——地主制解体への大きな政策的一歩が国家自らの手でおしすすめられた点であって、資本主義体制の危機が国家にそのような手段をとらざるをえなくなっていたのである。

以上をふまえてこの時期の農政の基本的方式の特徴を整理しておくことと次の2点が重要であら

第14表 農林経費中の補助金（千円）

	一般会計 支出	農林経費 (A)	補助金	農事試験 費	計(B)	比率B/A
1920	1,359,978	46,719 (3.4)	7,165	354	7,519	16.1
25	1,524,989	14,077 (2.9)	10,936	357	11,293	25.6
26	1,578,826	44,386 (2.8)	14,517	405	14,922	33.7
27	1,765,723	50,770 (2.9)	18,499	368	18,867	37.2

（『帝国決算統計』による。ただし試験場費は『農林行政史』、第2巻、412頁による予算額。*農商務省の分。）

う。つまり、まず第1の特徴は農政が「補助金」および「低利資金」を媒介して展開される方向が強くなっていく点である。例えば一般会計支出のうちの「農林経費」の中で「補助金」は20年＝8百万円→25年＝11百万円→27年＝19百万円と激増をとげ、農林経費に占めるウエイトもそれぞれ16.1%→25.6%→37.2%と急拡大をとげている（第14表）。こうして補助金にきわめて強く依存する日本農政の原型がこの20年代から進行してきているとみてよいが、さらに低利資金供給については「大蔵省預金部資金」や「簡易保険積立金」による融資が大宗をなし、その合計は20年＝10百万円→23年＝15百万円→25年＝16百万円→27年＝251百万円と増大基調を示していくのである。さらに特徴の第2は、農政が農業団体組織を通して展開・浸透していく形をとり、したがって農業団体が農業行政の中で無視できない役割をはたしていくようになった点に他ならない。つまりこれらの農業団体としては「農会」「産業組合」などが重要であり、まず①農会については22年の第2次農会法改正によって農会費の強制徴収制採用・補助金枠拡大・小作調停への介入権確立などが実現されて公法人的性格が強化されるとともに総経費の増大（20年＝14百万円→24年＝28百万円→27年＝26百万円）に立脚してその事業展開を拡大した。また②産業組合に関しては、21年（第4次改正）・23年・26年の産業組合法の改正によって例えば購買事業における自己生産が許可されたり、全国連合会組織が認められたりした点が新しいが、その中でも特に重要なのは24年の産業組合中央金庫の設立と23年4月の全購連の設立

であって、独占資本の発展と対応して農業協同団体の統合化が進展しつつ、それが国家の農政展開の中心ルートとして機能していく姿がみてとれよう。まさにこのような農業団体を媒介する農政展開によってこそ、国家は地主の媒介なしに直接農民を把握する経路を形成していくことが可能になるといってよいのである。

最後に20年代の農業構造を総括しておく、第1次大戦後に端初的にスタートした現代的特質が一層明瞭な姿を整えつつあることがみてとれる。例えば商業的農業が展開する一方で、米穀中心農家の経済状態は慢性不況の波間で一段と悪化するとともに、農民層分解パターンの現代型＝「中農標準化傾向」の明確化と地主制の後退は押しとどめることができない形で進行を続ける。まさにそのような農民－地主両方向からの状況困難化が小作争議の激化と解決難化をもたらし、それへの国家権力の対応として農政の新しい現代の展開——地主層を飛びこえた農民把握と農民団体の重要化——が20年代にはその明瞭な体制を構築していくことになったのだといえよう。こうしていくつかの面で、30年代に体系化される農業構造の現代の変質がこの20年代に大戦期を経てより進んだ形態をとりつつあったと整理可能なわけである。

III 30年代活況と農業構造の現代化

〔1〕周知のように30年代¹¹⁾に入り日本資本主義は世界恐慌－昭和恐慌に大きくのみこまれていくが、満州事変・高橋財政を経る中でいわゆる国独資的転換をとげ、日本経済自体はいち早く活況に入る。そこで30年代日本農業についてまず最初に農業構造の全体的基礎をなす「農業生産」の動向から確認していこう。さて、はじめに耕地面積の推移をたどると20年代とは対照的にむしろ拡大の傾向にあり、31年＝100→35年＝102→37年＝108となり微増とはいえ増加に移る。これはのちにみるように農村人口滞留により農業拡大にその処理先を見いだしたからに

第15表 部門別農業生産指数 (1930=100)

	耕 種									
	総合	米	その他穀物	豆菰類	果物	野菜	工芸作物	畜産	畜産	畜産
1931	89.5	87.6	82.5	110.1	76.9	94.0	97.5	101.0	91.0	110.8
32	93.6	93.5	90.1	129.1	69.9	105.0	102.8	101.2	84.1	126.9
33	115.2	106.2	106.0	94.6	96.1	106.1	108.1	111.1	95.0	125.0
34	88.5	87.0	77.5	105.0	76.1	103.9	103.9	112.2	82.0	128.1
35	93.5	94.1	86.0	134.0	70.3	121.5	110.0	116.0	77.0	134.6
36	102.9	106.0	100.9	126.9	80.5	105.6	116.3	159.1	77.7	141.0
37	104.9	107.1	103.8	102.0	92.5	120.9	120.9	161.4	80.9	147.0

(前掲『日本農業基礎統計』による。)

他ならないが、一方農家戸数では逆の動きがみられ、31年=100→33年=99.7→35年=99.4→37年=98.9とむしろ減少に転じており、こうして農業規模の一定の拡大がうかがわれるといつてよい。つぎに、そのうえで部門別の農業生産内訳にすすむと、まず総合では31年=89.5→33年=115.2→35年=93.5→37年=104.9となり、33年の大豊作を別にしても順調な拡大が検出され、先ほどの耕地拡大が裏づけられるが、さらに内訳に立ち入ると「米」が停滞・微増(31年=82.5→35年=86.0→37年=103.8, 30年=100)なのに対して、「工芸作物」(101.0→116.0→161.4)をはじめ「畜産」(110.8→134.6→147.0)や「果物」(94.0→121.5→120.9)・「野菜」(97.5→110.0→120.9)の伸びが目立つ(第15表)。これらの背景にはすでにみた理由に加えて、この時期の国内全般インフレーションの影響によるこれら品目の輸入困難=自給化の要因と、農家経済悪化に圧迫された現金獲得に直接つながる商品作物生産増加の要因、なども無視できないと思われる。

ではこのような農業生産を他面で規定する農産物価格の動きはどうか。まず農産物総合でみると昭和恐慌の深化にともない29年から31年にかけて大暴落をとげ、29年=86(25-27年平均=100)→31年=52へと実に39%もの下落を示す。そしてその後32年から上昇に移り32年=58→35年=76→37年=88となるが、それでも37年以降の準戦時体制をのぞけば20年代水準にさえ回復してはいない。そのうえで品目別に立ち入ると、その下落程度が大きいのは「繭」(29年=84→31年=37[-56%])→35年=56→37年=64)・「麦」

(89→51[-42%]) 第16表 内地米と移入米の価格関係 (石当り円)

	内地米		朝鮮米		台湾米	
	1932	34	1932	34	在来種	蓬莱米
→78→116)および「米」(82→51→87→96)などの中軸	20.69	21.42	20.43	21.54	14.11	16.65
品目に他ならない	21.42	24.90	21.54	24.29	15.39	17.63
が、その場合、①ま	29.86	29.86	30.10	30.10	17.08	19.50
ず繭が輸出=アメ	30.70	30.70	30.91	30.91	22.00	24.40
リカ市場ときわめ	31.76	31.76	31.57	31.57	23.42	26.02
					22.41	26.45

(帝国農会『農業年鑑』, 1938年て連関性が強く世版による。)

界恐慌の影響をモロに受けて急減少に落ち入ったことが明白なうえ、②米・麦については農村窮乏によるいわゆる窮迫販売の他、植民地からの移入増(米輸移入量, 32年=75百万石→34年=94百万石→37年=87百万石)の作用がきわめて大きいことがただちにわかるが(第16表)、それに加えてこの時期の高橋財政によるスペンディングポリシーがインフレ=実質賃金の低下をもたらして農産物需要を一層おしとどめたことにも注意が必要であろう。その点からいうとシェーレはこの時期に一段と拡大していく。つまり、農産物総合が25-27年平均から30-32年の間で44%の下落をみせるのに対して、「農業經常財価格」の低下は42%にとどまるし、さらに「農村・消費者物価」は26%の下落水準にある

第17表 物価・賃銀の動向

指 数	農産物価格(総合)	農業經常財価格		消費者物価		賃銀(男子)		
		総合	肥料	農村	都市	農業日雇	製造業日雇	
1929	86	87	81	90	92	91	99	
30	56	66	63	80	83	71	94	
31	52	50	49	70	74	57	89	
32	58	58	57	71	75	52	88	
33	64	62	62	74	77	53	90	
34	69	65	60	76	78	53	92	
35	76	73	66	78	79	57	92	
36	80	74	66	81	81	60	91	
37	88	86	76	87	87	66	99	
変 化 率 (%)	1925-27 ~ 30-32	▲44	▲42	▲44	▲26	▲23	▲40	▲10
	1930-32 ~ 35-37	47	34	23	11	6	2	5
	1925-27 ~ 35-37	▲19	▲22	▲31	▲18	▲18	▲39	▲6

農産物価格指数、農業經常財価格指数は『農林業』164, 190-3頁より作成。消費者物価指数、賃銀指数は大川一司他『物価』(長期経済統計8)1967年, 135-6, 243-5頁より作成。指数は1925-27年平均を100とする。

第18表 農家経済の動向 (円)

	農業収支		所得		家計費	剰余	家族貯蓄	経費	赤字農家の比率	
	収入	支出	農業	農外						
自	1931	790	311	178 (60.5)	162	641 (75.7)	10	6.6	13.0	55.0
	32	851	307	544 (63.7)	159	703 (88.0)	71	6.4	12.9	30.2
	33	1,012	345	667 (65.7)	171	838 (95.2)	144	6.6	13.3	21.2
	34	1,047	373	673 (64.4)	164	837 (99.0)	158	6.4	13.2	22.7
	35	1,147	382	765 (66.8)	186	954 (96.5)	160	6.5	13.0	20.3
	36	1,250	402	848 (67.8)	181	1,030 (100.6)	188	6.5	12.8	15.5
	37	1,438	432	1,007 (75.5)	188	1,194 (112.9)	302	6.6	13.2	13.1
小	1931	719	407	312 (43.4)	137	449 (66.4)	21	6.3	12.0	51.7
	32	850	452	393 (46.7)	140	538 (81.5)	51	6.3	12.2	30.0
	33	941	485	455 (49.3)	161	617 (86.4)	90	6.5	12.4	24.7
	34	975	525	450 (46.2)	163	612 (80.1)	51	6.6	12.5	41.8
	35	1,087	584	503 (46.2)	180	683 (80.1)	67	6.7	12.6	35.9
	36	1,178	604	574 (48.7)	203	777 (84.9)	102	6.5	12.4	24.5
	37	1,287	626	661 (51.4)	205	865 (95.2)	170	6.5	12.2	16.5

(前掲『覆刻版農家経済調査』による。)

からこの間のシェーレの開きは大きくなっていく(第17表)。そのあと35-36年で一旦シェーレはいわば解消するものの36-37年では、農産物価格=80→89, 農業財=74→86となって再びシェーレが開いていくのであるから、この30年代全般にわたって農産物価格の低迷と不利な状況は変りなく持続したとする以外にない。

そこでこの農業生産の動向を前提に、それが30年代の農家経済にどう表面化したかの考察に移ろう(第18表)。まず自作の動きからフォローすると、最初に農業収支面では、収入は31年=790円→32年=851円と停滞したのち33年=1,012円と上昇に移り、35年=1,147円→37年=1,438円と着実に向上をみせるし、その中で「農業所得」も31年=498円→32年=544円の伸び悩みの後35年=765円→37年=1,007円と上向きに転ずる。こうして収入・所得の点ではほぼ35年から農家経済の本格的な改善にすすんだとみてよいが、しかしそれでも例えば37年の水準といえども28年=1,047円にも及ばないのであって、30年代全体の5~6百円台という農業所得の水準は20年代の50%程の低水準であることは決して否定できない。また同じ傾向は「農外所得」の動向にもみてとれ、のちにみる救農土木事業の

第19表 農家経済における不生産的負担 (円)

	所得	租税公課			負債 利率	小作料	計 (負担率)		
		国税	地方税	公課					
自	1931	768	14.3	66.3	15.6	96.2	17.0	13.8	127 (16.5)
	32	938	13.1	60.0	15.0	88.1	29.5	17.7	135 (16.1)
	33	975	12.3	61.4	18.6	92.3	26.4	18.0	137 (14.1)
	34	975	11.9	63.5	20.4	95.3	20.0	22.6	138 (14.2)
	35	1,092	11.5	61.4	18.7	91.6	20.5	25.8	138 (12.6)
	36	1,156	11.6	60.6	20.6	92.8	18.4	14.5	126 (10.9)
	37	1,309	12.1	54.2	19.5	85.8	13.8	15.2	115 (8.8)
小	1931	683	0.7	14.5	3.6	18.9	10.7	204.5	234 (34.3)
	32	823	0.7	15.9	3.0	19.5	23.6	242.3	285 (33.4)
	33	906	0.7	16.6	4.1	21.4	23.0	244.3	289 (31.9)
	34	931	0.7	17.9	3.8	22.3	20.7	275.5	319 (34.3)
	35	1,050	0.8	18.5	4.7	24.1	21.8	321.1	367 (35.0)
	36	1,149	0.7	19.1	5.3	25.1	17.5	329.4	372 (32.5)
	37	1,255	0.7	16.0	5.0	21.7	17.2	351.3	330 (31.0)

(前掲『覆刻版』による。不突合は4捨5入のため、所得は不生産的負担控除前のもの。)

展開やスペンディング政策による日本経済全体の活況にともない、32年=159円→35年=188円→37年=188円と伸びをみせ農家経済の好転を支える条件をなした。しかしそれにしても農家の生活状態が依然として極めて困難な状況にあることも無視できず、その点の1つは農業所得のカヴァレッジ〔農業所得/家計費〕の面であらわれており、31年=75.7%→35年=96.5%→37年=112.9%という形でようやく37年の準戦時体制に入ってはじめて100%を超えているにすぎないし、もう1つは赤字農家の比率にあらわれていて、たしかに31年=55.0%→35年=20.3%→37年=13.1%と減少を示してはいるものの、ある程度いい条件にある自作においてもまだ全体の半が赤字であるということは、他の零細農家の状態の一層の悪さを示唆しているという他はない。

続いて小作の農家経済に立ち入ると、1つは収入・所得の回復のおくれが目立つ。つまり農業収入は31年=719円→33年=941円→34年=975円と停滞を続け、ようやく35年=1,087円と千円台にのりし、農業所得でも31年=312円→34年=450円→36年=574円→37年=661円であり——自作にくらべて——回復テンポはきわめて

小さい。その点はさらに、1つには「所得率」や「農業所得カヴァレッジ」（自作=90-100%台、小作、31年=66.4%→35年=80.1%→37年=95.2%）の低さにつながるし、もう1つとして赤字農家の比率も31年=51.7%→34年=41.8%→36年=24.5%となり、30年代中央をすぎても1/2の農家は赤字をまぬがれていないことが特徴的である。

以上のような意味で30年代日本農業は依然として困難な局面に落ち入っていたといつてよいが、この困難をさらに加速した要件としての公課・租税・小作料・負債利子などの動向もみておこう(第19表)。まず自作についてその総計の推移をみると、31年=127円(対所得負担率16.5%)→34年=138円(14.2%)→37年=115円(8.8%)と率は持続的に低下しているし、絶対額も30年代後半からは減少に転じている。その点で自作については不生産的負担のウェイトが軽減傾向にあることがわかり、このことも先にみた自作農家経済の比較的順調な回復を支えた要因だとみてよいが、その内訳では特に「地方税」(66.3円→61.4円→54.2円)の縮小が大きい¹²⁾。つぎに小作に移ると、まず総負担は31年=234円(34.3%)→35年=367円(35.0%)→37年=390円(31.0%)となって絶対額は増加しており、小作側にはこれら諸負担は強い圧力となって作用していることがわかる。そこでその内訳に入ると、「負債利子」(31年=10.7円→35年=21.8円→37年=17.2円)が政府の負債軽減政策によって減少を示すのに対して、「租税・公

課」(18.9円→24.1円→21.7円)の停滞と「小作料」(204.5円→321.1円→351.3円)の急増加がみられ、全体としては負担拡大につながっているわけである。その意味で地主制の後退による地主側のまきかえしに起因した小作料の重圧が小作の負担増を絶対的に規定していたとみるべきであろう。

(2)ではこのような状況の中で、30年代に農民層と地主層とはどのような動きを展開したであろうか。そこでまず第1に農民層分解の動向をフォローすると、以前に検出した「中農標準化傾向」がこの30年代にも大枠として確認できるといってよいが、その内容にまで立ち入ると20年代とは例えば以下の点に差異がみられる(第20表)。つまり、①1つは20年代後半には総農家数は増加基調にあったのに対して、30年代に入って31年=100.0→33年=99.6→35年=99.5→37年=98.6と減少に転じているし、②2つめにこの減少を規定している範囲の拡大が目立ち、「5反未満」層が20年代後半より減少スピードを加速して31年=100→33年=99.4→35年=98.3→37年=97.0と収縮しているのに加えて、20年代後半にはまだ微増状態にあった「5反-1町」層が30年代に入って明確に減少傾向に移っている(31年=100→33年=99.4→35年=98.3→37年=97.0)のである。その意味で分解の中心軸が20年代より上方に移動しつつあることがうかがえるが、その点は、③3つめに「1-2町」層と「2-3町」層の動きにもあらわれており、「1-2町」層は31年=100→33年=101.0→35年=101.8→37年=102.3となって20年代後半よりも増加テンポは落ちているし、「2-3町」層も微増から停滞(31年=100→33年=100→35年=101.0→37年=100)にかわっている。そして最後に、④4つめに「3町以上」層ももちろん減少し続けてはいるが、その変化は鈍化してきており(「3-5町」層、31年=100→37年=94.0、「5町以上」層、100→91.6)、巨大層の減少が若干なりともスローダウンしたことがわかっていこう。こうして全体として「中農標準

第20表 経営規模別農家数(千戸)

	~5	~10	~20	~30	~50	50~	計
1931	1,358 (100.0)	1,896 (100.0)	1,209 (100.0)	292 (100.0)	83 (100.0)	12 (100.0)	5,350 (100.0)
32	1,954 (98.8)	1,894 (99.9)	1,215 (100.7)	297 (101.8)	82 (98.9)	12 (100.0)	5,354 (100.1)
33	1,837 (99.4)	1,988 (99.5)	1,220 (101.0)	292 (100.0)	82 (98.9)	12 (100.0)	5,330 (99.6)
34	1,834 (98.9)	1,882 (99.4)	1,223 (101.2)	294 (100.8)	81 (97.6)	12 (100.0)	5,326 (99.5)
35	1,823 (98.3)	1,880 (99.1)	1,227 (101.8)	295 (101.0)	80 (96.4)	12 (100.0)	5,318 (99.5)
36	1,811 (97.5)	1,875 (98.9)	1,234 (102.2)	294 (100.8)	79 (95.2)	11 (91.6)	5,305 (99.4)
37	1,800 (97.0)	1,867 (98.4)	1,236 (102.3)	292 (100.0)	78 (94.0)	11 (91.6)	5,284 (98.6)

(『日本農業基礎統計』による。北海道・沖縄をのぞく。)

化」の上限がやや上方へ移動する変化＝「現代的」な農民層分解図式があらわれたとてよいが、この点に関しては、先にもふれたように、高橋財政のインフレ政策にも刺激された30年代日本資本主義の活況＝重化学工業化に対応して、労働力需要の拡大＝離農＝総農家数減少が土地に対する過剰人口圧力を軽減させ、それが農業技術の向上とも相まって経営規模の拡大を可能にしたことが重要である¹³⁾。

そのうえで第2に農民層分解の地帯別特徴をみておこう。いま例えば耕地経営規模別に「東北」と「近畿」を比較してみると、かなり明確なパターンの相違が検出でき、まず、(1)「東北」では2町層を境界としてそれ以下の増大とそれ以上の減少がコントラストをなす。つまり、32—37年の間に、「5反未満」・「5反—1町」・「1—2町」層がそれぞれ167千戸→176千戸、170千戸→180千戸、174千戸→183千戸と拡大をとげているのに対して、「2—3町」層が83千戸→77千戸、また「3—5町」層が30千戸→28千戸、「5町以上」層が5千戸→4千戸へと縮小をみせている。その点で「東北」では全体として農家総数が増加する中で上層の落層と小規模層への集中・堆積が依然進行しているとみてよく、そこには繰り返えし指摘した労働市場の未整備＝脱農の困難化が作用していると考えられよう。つぎに、(2)それにくらべて「近畿」では「中農標準化傾向」のいわば上方への移行という姿がより典型的に現出しており、「1—2町」(123千戸→128千戸)と「2—3町」(8.7千戸→9.3千戸)で増加がみられる一方で、「5反未満」(288千戸→268千戸)・「5反—1町」(283千戸→272千戸)という零細層と「3—5町」・「5町以上」の大規模層での停滞・微減が示されている。こうして「近畿」では全体として減少する中で——以前より若干上方へシフトした——中規模農家のウエイト増大がうかがえるのであって、労働市場展開による離農の促進とともに上層経営の不利化が一層すすんだという状況が浮きぼりにされている。

さらに第3に、以上の動向を「自作—小作関係」からも射照してみよう。まず全体としては必ずしも明確な特質は検出できないが、20年代に進行した小作＝減少、自作＝増加傾向が30年代初頭の恐慌時に一時鈍化し、その後30年代後半から再び小作減少がすすんでいると予測できる。例えば自作は31年＝100→33年＝94.5→35年＝98.8と減少を示したあと、37年＝99.0から増加に転じるのとちょうど逆に、小作は33年＝100.3→36年＝105.5と上昇してピークを形成したのち37年から再度100.4と減少基調に入っていくし、その結果「小作地率」の推移でも29—30年の恐慌期における47.7%を頂点にして以後31年＝47.2%→35年＝46.8%→37年＝46.4%と持続的に低下をとげているのである。そのうえで地帯別バリエーションをさぐると、従来とほぼ同形の差異がみられ、まず「東北」での、自作＝減少(32年＝176千戸→37年＝172千戸)と自小作＝停滞(258千戸→258千戸)に対する小作＝激増(195千戸→217千戸)というタイプがみられる。その点で依然とした小作分解＝小作ウエイトの強固さがみられるのに比較して、「近畿」では自作(179千戸→176千戸)ならびに小作(173千戸→157千戸)だけでなく20年代に急拡大を示した自小作も230千戸→227千戸と減少に転調しており、自小作をも含めた全体としての縮小という新しい動向を描きはじめている¹⁴⁾。いずれにしても商品経済に大きくとりこまれることによって労働市場が確保されている「近畿」においては全体として農業の落層＝離農がすすんでいることは打ち消し難いとみるべきであろう。

そこでこのような農民側の動向に対応する30年代の地主層の対抗関係に視点を移そう。まず、50町歩以上の巨大地主の推移をみると、20年代に引き続いて減少をとげ31年＝3,759戸→35年＝3,412戸→37年＝3,252戸と縮小している（「近畿」＝57→51→48、「東北」＝633→552→560）。このような地主制弱体化の要因については、繰り返えしみてきた農産物価格の伸び悩みと労賃の相対的上昇による地主経営の悪化に求

められるが、その点をさらに「田実取小作料」の動きでおさえておくと、ほぼ20年代と同水準の停滞がうかがわれ、31年=1.02石→35年=1.02石→37年=1.04石となる。この水準は20年代前半の1.13~1.17石水準を下回り、20年代末の恐慌時の水準とほぼ同じかそれより若干低い内容であって、この30年代にも小作料の実質的内容は改善をみなかったという他はない。さらに「田小作料利廻り」でみても31年=4.6%→35年=7.3%→37年=7.0%と上向きに転じてはいるが、しかしそれでも例えば31年について賃貸純収益利廻りが田=3.69%、畑=3.89%であるのに対して、東京定期預金年利=4.64%、国債利廻り=5.40%、社債利廻り=6.49%、株式利廻り=6.82%などとなるから、小作関係に立脚した寄生地主制の農業経営のあり方がすでに農外投資を下回る不利な状況は、もはや回復不能で進行し続けたと考える以外にないのである。総じて地主制解体が30年代においても着実にそのスピードを速めつつあったわけである。

〔3〕最後に以上みてきた農業構造の展開をふまえて30年代農政の進展に焦点を移そう。まず初めに農政展開の前提をなす小作争議の展開をみると(第21表)、小作争議拡大の裏側で争議としてのインパクトの低下がうかがえる。つまり、1つとして小作争議の件数は30年代に入ってからたしかに激増を示しており、31年=3,419件は33年=4,000件→35年=6,824件→37年=6,170件となってピークの34・35年には31年の実に2倍になっている。しかしその中で、他方2つめに小作人組合(33年=4,810→37年=3,879)および組合員数(31年=306千人→37年=227千人)の推移をみると30年代に入るとむしろ減少の傾向に移り、農民運動としての内実は弱体化を示すとさえいってよいし、その点はさらに争議の規模縮小という形であらわれており、「1件関係小作人」および「1件平均関係地主」は31年=23.7人、7.0人→33年=12.0人、3.5人→35年=16.6人、4.2人→37年=10.2人、3.2人と収縮をみせ、特に33年を境にして小作争議のダイナ

第21表 小作争議の概況

	小作人組合		小 作 争 議			
	組合数	組合員数 (1組合平均)	件数	関係小作人 (1件平均)	関係地主 (1件平均)	関係面積 (1件平均)
1931	4,414	306 (69.4)	3,419	81 (23.7)	24 (7.0)	60 (17.6)
32	4,650	297 (64.0)	3,414	91 (17.9)	17 (5.0)	39 (11.4)
33	4,810	303 (63.0)	4,000	48 (12.0)	14 (3.5)	31 (7.8)
34	4,390	276 (61.5)	5,828	121 (20.8)	34 (5.8)	86 (14.8)
35	4,011	242 (60.4)	6,824	113 (16.6)	29 (4.2)	71 (10.4)
36	3,915	229 (58.5)	6,804	77 (11.3)	23 (3.4)	46 (6.8)
37	3,879	227 (58.6)	6,170	63 (10.2)	20 (3.2)	40 (6.5)

(『昭和14年小作年報』による。)

ミックさは大きく減殺されはじめていったことが確認できよう。その場合このような農民運動エネルギーの低下・沈滞の背景については、地主経営の悪化による地主攻勢の強まりやこの時期の農民運動組織の分裂・弱体化が大きなウエイトを占める他、つぎにみるような30年代における農村救済政策のある程度の浸透とそれと関連した農家経済の一定の立ち直りというファクターも無視しえないと考えられる。

このような小作争議エネルギーの低下はさらにこの争議の「原因と結果」の現状にも的確にあらわれてくる(第22表)。すなわちまずその「原因」に関しては、34-35年不作時での一時的な「小作料減免」を別にすると、最も比率の高いのは土地取り上げに起因する「小作の継続・賠償」であって、31年=39.9%→33年=57.5%→35年=44.8%→37年=57.0%と5割をこえるに至る。その意味で、むしろ地主側のイニシアティ

第22表 小作争議の原因と結果

	1931	32	33	34	35	36	37
原	小作料	114	69	99	125	126	147
	値上反対	(3.3)	(1.8)	(2.2)	(2.1)	1.8	(2.9)
	小作日	1,609	1,267	1,013	2,168	2,616	1,621
	一時減	(47.0)	(37.1)	(25.4)	(37.2)	38.4	(23.8)
因	小作料	166	121	127	109	105	213
	永久減	(4.9)	(3.5)	(3.2)	(1.9)	1.5	(3.1)
	逐米検査	27	16	56	77	30	86
	返米反対	(0.8)	(0.5)	(1.4)	(1.3)	0.4	(1.3)
その他	小作の継続・賠償	1,363	1,468	2,305	2,668	3,055	3,674
		(39.9)	(43.0)	(57.5)	(45.8)	44.8	(54.0)
	その他	140	482	410	681	892	1,013
		(4.1)	(14.1)	(10.3)	(11.7)	13.1	(14.9)
畑	要 求	2,078	2,101	2,568	3,754	5,131	5,162
	縮小	(60.7)	(61.6)	(64.2)	(64.6)	75.2	(76.0)
	要求貫徹	417	481	523	922	381	294
		(12.2)	(14.1)	(13.1)	(15.8)	5.6	(4.3)
果	要求撤回	83	61	92	157	169	167
		(2.4)	(1.8)	(2.3)	(2.7)	2.3	(2.5)
	自然消滅	26	53	56	76	82	72
		(0.8)	(1.5)	(1.4)	(1.3)	1.2	(1.1)
未解決		815	718	761	909	1,070	1,109
		(23.9)	(21.0)	(19.0)	(15.6)	15.7	(16.1)
総件数	3,419	3,414	4,000	5,828	6,824	6,804	
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

(前表と同じ。)

ヴの上昇と小作側の受け身の争議構図がみてとれるとあってよく、小作争議のインパクト低下が明白なのに対して、小作側からの攻勢を示す「小作料・一時減・永久減」の比重は31年=51.9%→33年=28.6%→35年=39.9%→37年=25.1%と明らかに低落している。しかもその点は「結果」の点からも指摘でき、「要求貫徹」の減少(31年=12.2%→33年=13.1%→35年=5.6%→37年=4.5%)とはうらはらに「妥協」が31年=60.7%→33年=64.2%→35年=75.2%→37年=78.2%と顕著な増加テンポを描く。こうしてこの「結果」の方向からしてもこの30年代の小作争議が、20年代の攻勢力を失なってその活動性を低下させて社会運動としてのインパクトを減じつつあったことが確認できるといえる。

そこで以上の状況をもふまえてこの30年代の農政展開をいくつかの柱にそくしてみていくが、総体としてこの30年代には日本資本主義全体の現代化=国独資化と対応し、またその一環としてかなり多面的な展開をみせていく。まず第1に、農地政策はこの30年代には目立った動きを示さない。すでにみたように小作争議の社会的インパクトの低下なども作用して、小作問題を土地政策として処理するという農政の方向性は大きく後退し、むしろ直接的な財政・金融的処置を通して経済的に問題処理をめざす方向が焦点となってきた。言い換えれば、農地政策にかかわって農村不況対策が前面に出てくるのであって、31年の小作法の挫折以降は、土地政策としては従来の自作農創設事業が小規模に継続

第23表 農業関係低利資金一覧(千円)

	普通地方資金		特別資金				簡易 保険 積立金	計
	総額	うち 産租	総額	うち肥 料資金	うち高利 借返済	うち農産 土木事業		
1931	30,000	17,650	158,521	—	42,000	5,000	16,704	205,225
32	18,000	10,835	162,970	70,000	4,500	15,353	17,756	198,726
33	13,500	8,499	230,722	25,000	46,617	22,460	15,260	259,482
34	13,000	8,274	158,213	10,000	35,233	15,855	15,394	186,607
35	13,000	8,772	110,400	10,000	45,000	—	15,653	139,053
36	13,000	7,440	83,500	15,000	45,000	—	15,473	111,978
37	10,500	5,478	67,500	18,500	20,000	—	14,848	92,348

(『本邦農業要覧』による。肥料資金には一部米穀資金と合併されたものがある。)

されるにとどまった。それに対して第2にこの30年代に積極的な展開をみたのは農村不況対策事業に他ならない(第23表)。その場合その内容はいくつかの対策からなるが、まず1つに、この時期に新しく出現した「救農土木事業」がある。これは31年から34年までの4年間実施され、一方では土地改良・道路整備・水利改善などを通して農業生産力を高めることによって農村経済力を全体として強化するとともに、他方でそのような農村土木事業の実行にともなって農民に労賃収入を確保させることを主要なねらいとしていた。したがってあくまでも彌縫策にとどまったとはいえ、この「救農土木事業」は財政スポンディングに媒介された一種の現代的な景気対策の農業版という性格をもったというべきなのである。つぎに農村不況対策の2つめとして「負債整理事業」が重要とあってよい。この政策は33年3月の「農村負債整理組合法」にもとづいて部落単位に負債整理組合を設置し、そこを対象にして政府が預金部から低金利資金を融資することによって高利債の借換を促進しようとするものであった(31年=42百万円→33年=47百万円→36年=45百万円)。しかしその貸出には難しい条件がつけられたりしたため、本当に救済が必要な農民層にまでは浸透しなかったともいわれ、むしろこの事業は準戦時期に入り、例えば37年の「農村負債整理資金特別融資及損失補償法」などの制定を通してようやく本格化していくとみるべきであろう。さらに農村不況対策の3つめはいわゆる「農村経済更生運動」である。これは32年から実施されたものであり、政府が各年一定の指定村を決めてそこに経営改善・生活の自給化・貯蓄奨励・負債整理・産組の拡大などを課題とした更生計画を立てさせ、それに政府が援助するというものに他ならない。その場合、この運動の特質は、従来個別のおこなわれてきた救済方策を中央から地方までを含めて統一的に立案・実施するための機構を整備しようとする点にあるとあってよいが、それは結局財政的負担を最小限に切りつめ

第24表 農林経費の動向 (百万円)

	一般会計支出	農林経費	補助金						
			総額	土地改良関係	自作農関係	技術改善	流通改善	農産資料	その他
1931	1,477	55 (3.7)	22 (40.0)	12.2	0.5	1.5	0.8	0.6	6.5
32	1,950	99 (5.1)	61 (61.6)	31.0	0.6	3.1	1.6	1.9	23.2
33	2,255	122 (5.4)	83 (68.0)	37.4	0.9	3.7	5.7	1.1	34.4
34	2,163	130 (6.0)	91 (70.0)	39.5	1.1	3.5	9.9	1.6	35.2
35	2,206	103 (4.7)	50 (58.2)	29.8	1.6	3.9	0.7	1.3	23.2
36	2,232	99 (4.3)	54 (54.6)	20.5	1.9	4.1	4.7	1.3	21.0
37	2,709	115 (4.3)	63 (54.7)	21.5	1.5	5.2	6.6	1.8	26.5

(国会図書館調査・立法考査局『農業補助金問題』による集計)

つつ旧来の伝統的な共同体秩序を再構成して利用していくものとなっている。その意味でのこの運動は、旧秩序の下で農民に資本主義的イデオロギーを注入しつつ、農民層をファシズム体制へ組織化していくその底辺基盤として作用したとも考えられよう。

さらに30年代農政の第3の柱は農産物価格政策の拡大である。この方向の政策としては、外米輸入・移入制限の他、33年から「米穀法」が「米穀統制法」に移行したことが重要であろう。つまりこれにより、政府の価格支持操作の範囲と内容が強化され、政府は一定の価格帯の制限範囲に米価を引きとどめる義務を持つとともに、そのためには無制限の米の買入れと販売を實行できることになった。さらに外地・植民地米の国内流入一価格低下を回避するために34年5月からは植民地・朝鮮での産米増殖計画自体の中止をおこなったし、国内農業団体との関係では産業組合を補助して米の売買経路を組織化した。36年には「米穀自治管理法」を制定して産業組合による米の保蔵を認めさせる手を持つことも実施された。しかもこのような管理はさらに藷や青果物にまで適用されていった¹⁵⁾のであり、こうして政府による農産物価格支持体制は、その対象品目およびそのメカニズムについて、この30年代に大きな拡充・強化がみられたといつてよいのである。

そこで以上のような30年代農政の性格を整理しておく以下のような点が特に目につく。つまり、1つは30年代に入り、いわゆる高橋財政の展開

に立脚して、財政スペンディングの一環として30年代農政がかなり重要なウエイトを占めたことである(第24表)。その点で30年代農政は管理通貨制を条件とし体制組織化を課題とした国独資政策体系の、その1ファクターとしての性格を強くもったと考えてよいのである(農林経費の膨張、31年=55百万円、対経費比率=3.7%→33年=122百万円、5.4%→35年=103百万円、4.7%→37年=115百万円、4.3%)。また、2つめに30年代に農政の焦点が土地政策から不況政策へ明確に転換をとげたことであつて、小作争議の停滞・日本経済の回復なども作用しつつ、財政・金融政策によるマネタリーな農業対策がこの30年代に主流を占めていくことが特徴的であろう。最後に3つめに、経済更生運動とも連動して農業団体が農政展開の重要な構成部分を形成していく動きが30年代に特に強化される。その意味で、協同組合主義が農村に浸透しながら国家による農村・農民統合=組織化¹⁶⁾の基礎部分として機能していくことになったのである。

以上30年代の農業構造を総括すると、日本農業の現代的転換がより明確な形で進行したことがわかる。それは「中農標準化傾向」の上方移動という農民側の新動向とともに地主制の弱体化に強くあらわれている他、農政における財政スペンディングの本格化と農業団体の強力な媒介という面で一層特徴的に検出できよう。まさにこの30年代に、このような構造・政策の全面にわたつて、国家による農民・農村・農業の直接的組織化という農業構造の現代的転換が本格的に進行・定着したとみるべきであろう。

おわりに

ここでは最後に全体の総括として、30年代日本農業の構造が日本資本主義の現代的転換=国独資への移行とどのような関連にあるかを整理していこう。さて、別の機会にたびたびふれたように、国独資¹⁷⁾を、国家を主体とし管理通貨制

を条件とする、政治—「階級宥和策」・経済—「資本蓄積促進策」両面からする体制管理＝組織化を通して資本主義の体制的安定と体制の延命を目指すいわば「反革命体制」と考えた場合、日本における国独資の成立は日本資本主義の農業構造と以下のような諸点で決定的なつながりを形成していたことが重要である。すなわち、まず第1に、この時期に商業的農業の展開が第1次大戦以降急速にすすむが、それは大きな流れでみると資本主義の現代的転換を深部で規定していることに注意を要する。つまり、日本資本主義の高度化・重化学工業化にともなう都市化＝消費構造の現代化および実質賃金の向上により、第1次大戦を契機としつつ20年代→30年代にかけてその拡大基調が定着をみるのであって、日本資本主義の現代的転換の農業面でのあらわれがまず以上のような農業生産の内容変化によって最も基底的に性格づけられているといつてよい。つぎに資本主義の現代化と日本農業との関係を示す第2のあらわれは——やや一般的になるが——農業の日本経済における全体的ウエイトが低下をみることである。この点については、その背景に30年代における高橋財政をインパクトとした日本資本主義の活況とそれによる労働力需要の増大がその直接的要因としてある他、より基本的にいつて30年代日本経済における重化学工業化＝国独資化に対応した産業構造の高度化＝現代化という大きな潮流が存在することは当然であろう。

そのうえで第3に農民層の側からいつて、農民層分解における「中農標準化傾向」の定着と、さらにその分解基軸の上方移動という点が日本農業と国独資との内的関連を示していることが重要である。つまり、資本主義の帝国主義化に対応した「中農標準化傾向」を前提にしつつ、さらにこの動向の中で30年代以降に明瞭になる、国家による価格支持政策・負債整理政策・自作農創設政策・生産技術向上政策などに支援されて中農自作農の一部は経営規模の一定の向上を実現していく。まさに「中農標準化傾向」

にさらに現代的国家政策がこのように重奏したところにその分解基軸の上方移行という現代的農民層分解パターンが成立したと考えるべきであり、したがってこの中農標準化傾向の上方移動という面に、国独資的転換の重要な特質が反映しているとみてよかろう。さらに第4に地主層の方向から考察すると、地主制の弱体化・解体という事態が日本農業と国独資的転換との連関としてきわめて特徴的である。すなわち、日本における地主制の弱体化はすでに日露戦争後から進行し始めるといわれるが、特に30年代以降に明確になっていく国家による農村不況救済政策に影響された地主利害の低下という政策的要因によって、地主制の解体＝規模縮小は頂点に達する。しかもまさにこのような地主支配力の弱体化を通してこそ、産組・農会などの媒介をも加味しながら国家の農民・農村・農業への——地主層を介入させない——ストレートな直接支配を貫徹させ、それを基盤にして、体制危機の中心である農民層の直接把握とそれによる農民をも含めた体制全体の組織化も目指されていくことになる。つづめていえば日本資本主義の現代化＝国独資化は、対地主層関係としては、この地主制の解体という側面にこそ最もピットにあらわれてきているといえよう。

最後に第5に、日本農業と国独資との内的つながりを示す理論的ルートはいうまでもなく農政の現代化の視点である。この点は2つの面から問題となり、1つは政治的経路としては、たしかに小作法自体は流産したものの小作調停法によって——当然不十分であるとはいえ——小作争議という対立関係を一定の法的枠組の中で処理し、争議として激化させない体制が作られたわけであり、この意味で国独資の体系的課題の1つをなす「階級宥和策」の農業版をなすと考えられる。またもう1つ経済的経路としては、救農土木事業、価格支持政策＝米穀法、負債整理事業、自作農創設事業などの中で農林経費支出として低金利資金の運用が体系化されたことが重要であり、金本位制停止—管理通貨制に立

脚した、国独資に典型的な財政スペンディング政策の体系の一環として展開されたといつてよく、その点で、国独資のもう1つの柱を形成する「資本蓄積促進策」の農業面でのあらわれに相当すると意義づけられる。要するに、この30年代の農政は政治・経済両面からして現代的な国独資政策の体系的な一環として展開されたことが明白だといふべきなのである。

以上、日本農業と日本資本主義の国独資化との関係をいくつかの代表的側面にそくしてまとめてみたが、それを通して、一方では日本農業が国独資的転換に基本的に規定されていること、しかし他方では日本農業が国独資的転換の基本的基盤をなしていること、が検出されたといつてよい。したがってまさにその両方向から総合すると、日本資本主義の農業構造は、30年代に確立をみる日本資本主義の現代化＝国独資化と決定的な内的関連をもっていたと総括してよいように考えられる。

- 1) 論争の具体的展開については、例えば大内力『日本経済論』上(東大出版会、1962年)序説第2章などを参照のこと。
- 2) 大戦期の立ち入った内容に関しては、講座『帝国主義の研究』6(青木書店、1973年)、大石嘉一郎編『日本帝国主義史』I(東大出版会、1985年)、などを参照。
- 3) 農民層分解について詳しくは、大内力『日本における農民層の分解』(東大出版会、1969年)、山崎隆三編『両大戦間期の日本資本主義』上(大月書店、1978年)第3章、などをみよ。
- 4) 前掲、大石編『日本帝国主義史』I 341頁。
- 5) 20年代の展開については、前掲、『帝国主義の研究』第2章、1920年代史研究会編『1920年代の日本資本主義』(東大出版会、1983年)、などを参照のこと。
- 6) しかも価格面でも内地米と大きな差があり、例えば20年で国内米・朝鮮米・台湾米がそれぞれ45円(石当り)―41円―33円、24年で39円―35円―22円、さらに27年で38円―34円―20円という水準になる。
- 7) 自作、21年=163円(対所得比10.5%)→24年=217

円(11.0%)→27年=202円(12.4%)、小作、21年=414円(35.0%)→24年=497円(33.9%)→27年=456円(31.6%)。

- 8) その際、地帯別で若干のバリエーションが無視できなく、総件数が「東北」(22年=7→26年=55→28年=248)よりも「近畿」(537→1,227→513)の方が多く、小作―地主関係の中軸に関わる争議件数においては「東北」の方がその比重が大きい。
- 9) 例えば米価がどの水準より低下したら政府が買入れ発動をなすのかなどの点が不明確で、政府の自由裁量にまかされる部分が大きいといえよう。
- 10) この土地政策は、一方では私有財産権の制約につながるるとともに、他方で政府によるサポートには非常に大きな資金が必要になるという点で、本来その実現がそう容易でないことはいわば当然であった。
- 11) 30年代の基本構造については、前掲、『帝国主義の研究』第3章、社会経済史学会編『1930年代の日本経済』(東大出版会、1982年)、大石嘉一郎編『日本帝国主義史』II(東大出版会、1987年)、などを参照。
- 12) この点については、この時期にはじまった「地方財政調整制度」にもとづく農村地方税負担の軽減と31年の地租法改正による地租付加税の減少の影響が想像されよう。
- 13) もっともこのような上方移動を過大評価できないのも当然であって、それは小農経営の中の少数の特殊例とみなければならぬことには注意を要する。なおこの動向の意義については、前掲、大内『農民層分解』第4・5・6章に詳しい。
- 14) もちろん減少テンポとしては小作の方が大きく、その点で以前からの「中農標準化傾向」の形をかえた貫徹といえないこともない。
- 15) その他、米以外では、爾一32年=政府による滞貨生糸の買上げ、34年=原蚕種管理法にもとづく蚕種生産の国家管理、青果物―農会系統による共同出荷体制の整備や中央卸売市場の設立、などの手が打たれた。
- 16) このような農民統合=組織化の内容については、例えば長原豊『天皇制国家と農民』(日本経済評論社、1989年)などを参照。
- 17) 国独資の本質規定に関して詳しくは、大内力『国家独占資本主義』(東大出版会、1970年)、加藤栄

一『ワイマル体制の経済構造』（東大出版会，1973 年）第 5 章をみよ。
年）序章，拙著『国家論の系譜』（世界書院，1987